

## 海洋産業振興プロジェクトの運用業務 仕様書

### 1. これまでの経緯と本業務の目的

神戸市は、海洋産業を振興するため、海外の先進事例や神戸の地域特性、既存産業の持つポテンシャル等を踏まえ、令和2年度に10年後の目指すべき姿「海洋産業振興に向けたロードマップ」と3年間の実行計画を策定し、「知の集積」をキーワードとした取り組み「海洋産業振興プロジェクト」を推進している。

令和3年度においては、ネットワーク構築やマッチングイベント・セミナー開催、神戸の海を舞台にした個別のプロジェクト、HPリニューアル等、様々な事業を展開しながら、ロードマップ掲げた「知の集積」を目指し海洋産業の振興に取り組んできた。

令和4年度については、これらの取り組みを継続していく一方、特にこれまで十分に取組みなかつた神戸市内企業へのアプローチとネットワークづくりや、海洋産業関連の最新動向等の情報収集等を強化することで、「知の集積」を加速させる取り組みを実行していく必要がある。

### 2. 業務概要

主に神戸市内企業（以下、市内企業）を対象とし、海洋産業分野における個別調査・ネットワーク構築、ビジネスにつながるようなイベントを実施するとともに、海洋産業関連の最新動向等の情報収集・情報発信支援を行う。

### 3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 海洋産業分野における市内企業への個別調査・ネットワーク構築

##### ①個別調査

事業者独自の様々なネットワーク・ツールを活用し、主に市内企業への個別ヒアリングや、新たな主要プレーヤーの発掘、参入希望者のニーズ・シーズ掘り起こしを行うこと。その際、神戸市が重点的に取り組むべきテーマとしてロードマップに掲げた「海洋ロボット」や「水産業へのIT活用」を核として調査すること。また、調査を行ったうえで、企業がもつ技術や関心領域・内容が海洋産業の分野にどのように応用されるか検討し、今後の神戸市の取り組みの方向性の参考となるよう提案すること。

※ヒアリング数や具体的なヒアリング内容等は、受託事業者からの提案に基づき、神戸市と協議の上決定すること。すでに具体的な候補企業を有する場合は、提案書で示すこと。

※神戸市が指定する企業へヒアリングを依頼する場合がある。

## ②ネットワーク構築

単なるヒアリング調査のみではなく、企業からの問い合わせ・相談への対応や最新情報、参考事例や支援制度情報の提供など、双方向のコミュニケーションを積極的に図り企業との関係性を築くこと。また、業務にあたっては「継続性」を意識し、関係を構築した企業の情報を詳細にリストアップ化し神戸市にも共有する等、企業との関係性が単年度で途切れることなく次年度以降も神戸市がフォローや対応ができるよう努めること。

## (2) 海洋産業分野におけるビジネスにつながるようなイベントの実施

小規模なマッチングイベントや相談会など地元中小企業向けに年2回程度開催すること。

※内容や方法、時期、セミナーテーマについては、受託事業者が上記(1)で調査したニーズ・シーズを考慮したうえで効果的だと考えられるものを企画し、神戸市と協議の上決定すること。(テーマ例：陸上養殖、水中ドローンなど)

※会場や必要な資料・機器等は原則受託事業者が準備し、当日の設営及び撤収を行うこと。

※イベント運営にかかる人材確保、招聘、派遣等に伴う謝礼等の一切の経費は受託事業者が負担し支払うこと。

※「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」に従い開催計画を立て、感染拡大予防ガイドライン等を遵守して実施すること。

※気象警報や防災指令等が発令された場合や新型コロナウイルスの感染拡大でもイベントを実施できるようオンラインでの提供などの環境も準備すること。

## (3) 海洋産業関連の最新動向等の情報収集

国内や海外の海洋技術の動向や他都市事例における情報収集を行うとともに、神戸市の海洋産業のホームページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/ocean/index.html>) に掲載している①事業サポート②海洋関係の動向③外部リンクのページの元となる最新情報を月1回更新して本市に提出すること。

※HPを閲覧する側の見やすさを念頭に置き、単なるリンク先のみではなく、リンク先の概要をまとめた説明文章も作成すること。

※ホームページ更新は神戸市で行う。

※海外の先進事例などは、別途委託中のスコットランド在住の海洋ビジネスコーディネーターより定期的に報告があるので、最新情報の1つとして捉えること。

※必要に応じて神戸市から指定する分野の情報収集を依頼する場合がある。

## (4) 定例会の開催

月1回を目安に、上記掲載項目の進捗状況や課題などについて情報共有を図るため神戸市との打ち合わせ(オンライン開催を含む)を実施すること。打合せの日程調整や当日議案・

議事要旨作成等は受託事業者が行うこと。

#### (5) その他

上記(1)～(4)に限らず、海洋産業を推進するため、積極的な提案を行うこと。

### 5. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

### 6. 成果物の提出

神戸市が定める次の「7. 業務上の留意点」に基づき、定められた期日までに本件の業務を確実にを行うとともに、下記に定める成果物を作成し、成果物納品場所へ納入しなければならない。

#### (1) 業務を開始するにあたって提出する書類

- ・業務責任者通知書
- ・業務実施体制表
- ・業務計画

【納期】 契約締結日より2週間以内

#### (2) 業務の実施中に提出する書類

- ・実施状況報告書

【納期】 月1回程度の定例会議で提出

- ・打合せ記録(要旨)等

【納期】 各種打ち合わせ日終了後速やかに提出

#### (3) 業務の完了時に提出する書類

- ・業務完了届
- ・業務報告書
- ・その他、業務によって得られた資料一式

【納期】 令和5年3月末日まで

### 7. 業務上の留意点

(1) 受託業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、神戸市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

(2) 業務遂行にあたっては、知的財産権等に十分留意すること。また、神戸市の許可なく他に使用或いは公表してはならない。業務に係る権利関係について、受託事業者は将来にわた

り行使しないこと。

- (3) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、神戸市と受託事業者双方が協議をし、これを処理すること。
- (4) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (5) 上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時には、受託事業者の自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ神戸市に何らかの損害を与えた時には、その損害を賠償するものとする。
- (6) 本業務委託の委託費用には、支援体制の整備に係る人件費の他、神戸市が業務に必要と認める経費を含むものとする。事前に相談のない経費については、受託事業者で負担するものとする。
- (7) 業務の再委託について、受託事業者は、業務の再委託を行う場合は、事前に、神戸市に対し書面による承諾を得る必要がある。なお、再委託を行う場合は、委託締結額の50%以内の業務内容とする。
- (8) 受託事業者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託事業者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (9) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、神戸市に帰属するものとする。

## 8. 成果物納品場所

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館12階）

神戸市企画調整局政策課 担当：中村、宮川、大谷

電話 078-322-6427 FAX 078-322-6051

電子メールアドレス ocean@office.city.kobe.lg.jp